

〈参考〉

請負契約に係る収入印紙金額別一覧表

記載された契約金額が				
1万円以上	100万円以下のもの	-----	200円	
100万円を超え	200万円以下	〃	-----	400円
200万円を超え	300万円以下	〃	-----	1千円
300万円を超え	500万円以下	〃	-----	2千円
500万円を超え	1千万円以下	〃	-----	1万円
1千万円を超え	5千万円以下	〃	-----	2万円
5千万円を超え	1億円以下	〃	-----	6万円
1億円を超え	5億円以下	〃	-----	10万円
5億円を超え	10億円以下	〃	-----	20万円
10億円を超え	50億円以下	〃	-----	40万円
50億円を超えるもの		-----	60万円	

ただし上記のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書で、平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が下表のとおり軽減されます。

記載された契約金額が				
1万円以上	200万円以下のもの	-----	200円	
200万円を超え	300万円以下	〃	-----	500円
300万円を超え	500万円以下	〃	-----	1千円
500万円を超え	1千万円以下	〃	-----	5千円
1千万円を超え	5千万円以下	〃	-----	1万円
5千万円を超え	1億円以下	〃	-----	3万円
1億円を超え	5億円以下	〃	-----	6万円
5億円を超え	10億円以下	〃	-----	16万円
10億円を超え	50億円以下	〃	-----	32万円
50億円を超えるもの		-----	48万円	

- ① 原契約書の収入印紙金額は契約額（課税業者は消費税を含まない額）に応じたものにして下さい。
- ② 変更契約書の収入印紙金額は契約金額の変更のないもの（工期延長等）および減額については200円、増額については記載金額に応じたものにして下さい。
- ③ 印紙税額は、印紙税法の改正により変更される場合があるので留意して下さい。